平成２０年（フ）第２３６号
札幌市手稲区稲穂１条７丁目８番11号、前住所北海道小樽市銭函２丁目25番12号
破産者　安齊美智子
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第４６号
北海道古平郡古平町大字新地町43番地、前住所北海道江別市見晴台30番地の15
破産者　佐藤　　誠
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第４７号
北海道小樽市塩谷１丁目14番17号　塩谷Ｃ住宅2118、前住所北海道小樽市入船２丁目18番１号
破産者　瀬谷　和穂
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第３１号
埼玉県所沢市狭山ヶ丘２丁目27番地の６
破産者　松村　雅子
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２０６号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷204番地３
破産者　瀬尾　正二
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５７８号
愛知県小牧市大字入鹿出新田1271番地１　稲山アパート106号
破産者　勝山　春男
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７１２号
名古屋市千種区千代が丘１番107―906号千代が丘団地
破産者　若林　昭子
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１３号
沖縄県国頭郡国頭村字奥2020番
破産者　中家　康隆
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５５９号
秋田市茨島６丁目20番15号
破産者　佐藤　美憲
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９号
秋田県能代市出戸本町18番27号
破産者　佐々木淳一
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第５１号
福島県いわき市常磐湯本町高倉33番地の11
破産者　前川喜代美
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２１号
川崎市麻生区白鳥３丁目９番７号　カミーリア202、住民票の住所川崎市麻生区片平１丁目９番５―201号
破産者　杉山雄一郎
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第９０号
川崎市高津区溝口３丁目10番６号　コーポ長田201
破産者　村田　淳也
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
川崎市麻生区白鳥３丁目９番７号　カミーリア202、従前の住所川崎市麻生区片平１丁目９番５―201号
破産者　杉山　紘子
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
長野県上高井郡小布施町大字中松195番地５―44―24、前住所長野県上高井郡小布施町大字都住416番地の５
破産者　関　　篤志
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４９号
静岡県藤枝市瀬戸新屋328番地の２、前住所静岡県藤枝市茶町１丁目11番40号
破産者　南條　辰己
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３００号
静岡県御殿場市中畑528番地の54
破産者　勝又　一夫
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６８号
大阪府岸和田市土生町1553番地ストリームハイツ11号、前住所大阪府和泉市尾井町１丁目５番12号
破産者　中山　明美
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１３２号
大阪府阪南市自然田1581番地の９
破産者　芳山　寛樹
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係